

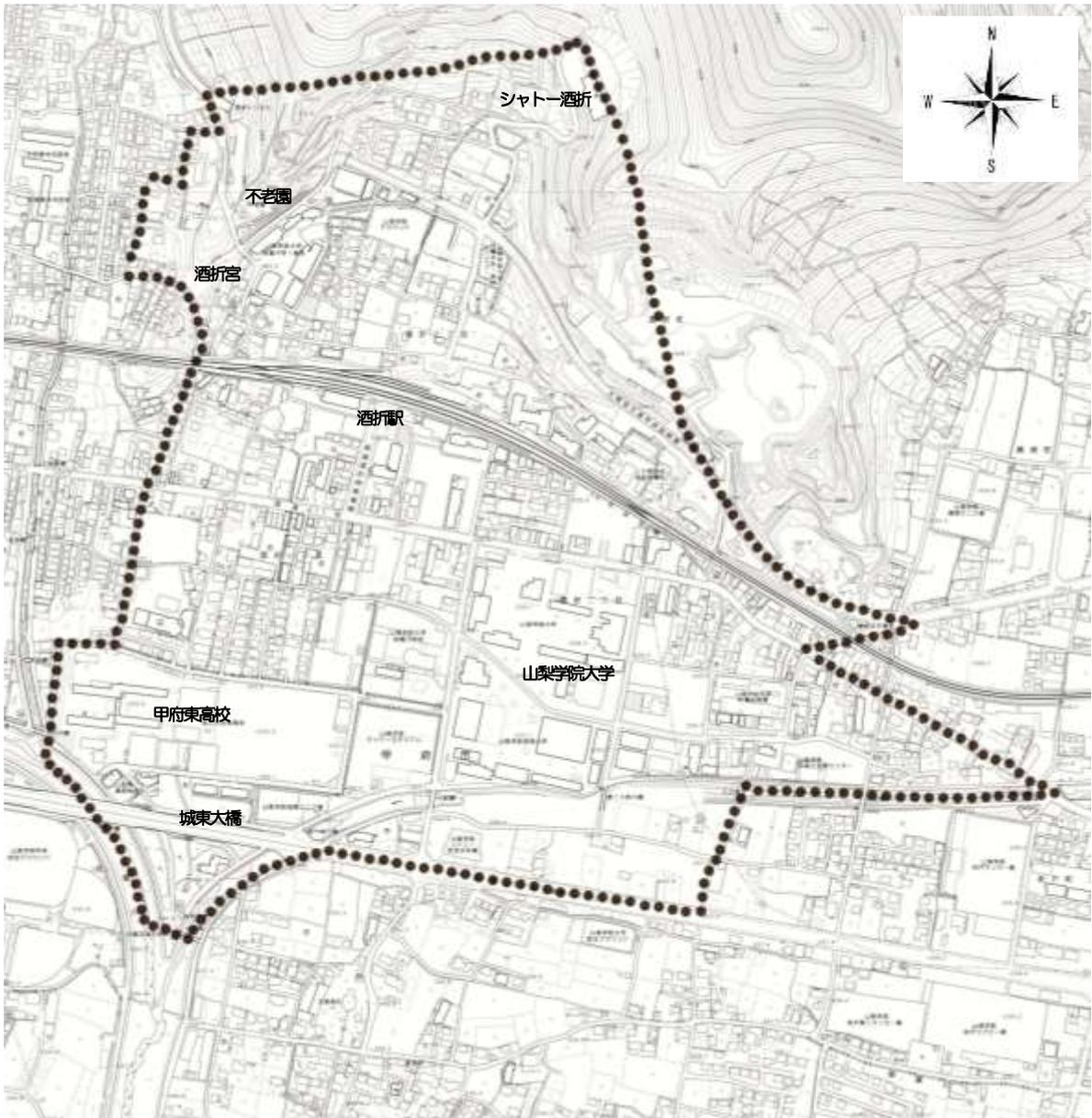
届出を要する行為に対する景観形成基準 (対象：山梨学院大学周辺地区)

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行為	事項	基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	①眺望景観を著しく妨げることのないように配慮した配置とすること。 ②建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2m、その他の部分にあっては1m以上となるように努めること。	
	外観	色彩	①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、N(無彩色)、明度：3～7（N：4～9）、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。 ②使用する色数をできるだけ少なくするように努めること。 ③教育関連施設は、できるだけ外観等のデザインや色彩の統一に努めること。
	高さの最高限度	中央線北側の区域について、建築物の高さは、10m以下に努めること。	
	緑化	建築物を新築する場合は、敷地面積に対する割合が10パーセント以上の緑地を確保するように努めること。	
	建築設備	大型建築設備は、主要な道路及びその沿道から見える場所にできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。	
	屋外照明 (公衆の観覧に供するものを除く)	周辺の景観との調和に配慮した光源の向き・種類、光量、照明時間等に努めること。	
	その他	①中央線北側の区域について、建築物を建築する場合は、建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下となるように努めること。 ②太陽光発電設備は、できるだけ建築物の屋上や屋根の設置に努めること。	
木竹の植栽又は伐採 (届出対象外)	伐採の制限	①地域のランドマークとなる樹木の保存に努めること。 ②主要な道路沿いの銀杏並木の保存に努めること。 ③主要な道路沿いの空地は植栽などで緑化に努めること。	
屋外広告物 (届出対象外)	表示又は設置の基準	①周辺との連続性や一体性に配慮したデザイン等に努めること。 ②良好な景観形成を創出するため第1種許可地域は第2種禁止区域へ、また、第2種許可地域は第1種許可地域の基準に適合させるよう努めること。 ③照明は点滅しないように配慮すること。 ④材料は、できるだけ腐食若しくは損傷しにくいもの又はさび止めなどの腐食処理若しくは損傷防止のための措置が講じられたものを使用するよう努めること。 ⑤歴史的な施設や由緒ある史跡などの案内看板や誘導看板等の設置、維持管理に努めること。	

行為	事項	基準
駐車場 (届出対象外)		①周囲に低木や芝生などの緑化に努めること。
その他 (届出対象外)		①歴史的建造物や道祖神など、歴史的資産の保全や復旧に努めること。 ②十郎川の保全に努めること。 ③水路内のゴミの撤去や落書き、放置自転車など、環境美化の維持管理に努めること。

図一対象区域図



●お問い合わせ先●

甲府市建設部まち開発室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1
TEL: 055(237)5814 (ダイヤルイン)

(平成 28 年 4 月)